

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「経営理念」及び「行動憲章」に基づく持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立が経営の重要課題であると考えており、【コーポレート・ガバナンス基本方針】のもと、その確立に取り組んでおります。

【コーポレート・ガバナンス基本方針】

1. 株主の権利・平等性の確保

株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、議決権の行使など株主の権利行使が適切に行われる環境の整備を行ってまいります。また、株主の実質的な平等性を確保するため、十分な配慮をしております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上は、様々なステークホルダーとの適切な協働の結果であると認識し、「経営理念」及び「行動憲章」のもと、ステークホルダーに配慮した経営を行ってまいります。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社の財務情報及び非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、任意開示による情報提供を積極的に実施してまいります。また、情報の開示・提供にあたっては、正確さと分かりやすさに配慮してまいります。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を負っていることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、その役割・責務を適切に果たしてまいります。また、監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を負っていることを踏まえ、独立した客観的な立場から判断を行い、その役割・責務を適切に果たしてまいります。

5. 株主等との対話

株主を含む投資家との良好な関係を構築するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため建設的な対話を実施してまいります。この対話により把握された株主の意見・懸念については経営に反映してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

本報告書は、2021年6月11日の改正前の株式会社東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードに基づき作成しています。改正後のコーポレートガバナンス・コードに基づく報告書は別途2021年12月に提出予定です。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、縮減する方針です。

現在保有している株式については、中長期的な取引関係の維持・強化を目的としており、取締役会は保有の必要性・合理性についての検証を行っております。また、当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否かを総合的に判断し、実施しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が取締役との間で利益相反取引を行う場合、「取締役会規則」に基づき、取締役会にて承認を得ることとしております。取締役会での承認後、実行された利益相反取引は取締役会へ報告されます。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、適切に分散した資産配分による運用を行っております。また、当該機関が行う議決権行使等についても、適正な取組みとなっているかモニタリングをしております。担当者について、企業年金連合会が主催する研修や年金業務幹事金融機関の研修に加え、投資機関各社が実施する各種セミナーに出席させるなど必要な業務知識を習得させてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社グループは、2020年5月15日の取締役会において、2022年度を最終年度とする「中期経営計画2022」を策定しました。2030年の目指すべき姿として下記の「VISION2030」を設定し、その第一段階としての位置付けで、下記の3つの重点テーマを実行する事により、成長基盤の確立を進めてまいります。

「VISION2030」

10年後のあるべき姿として、「『地域×業界』軸で戦略的な製品展開を行うグローバルダイヤモンド工具メーカー」を設定しました。

「地域」軸の比重が高かった従来と比較して「業界」軸の比重を高めていく必要があり、また各業界においても技術の発展や革新により、お客様のニーズは絶えず変化していることから、これらに柔軟に対応していく「戦略的な製品展開」を目指すものです。

「中期経営計画2022」の重点テーマ

高度専門化する顧客ニーズへの一貫対応

営業・開発・製造の各部門が特定の業界や製品の軸の下で一貫対応を行ってまいります。

グローバル展開の最適化と加速

ダイヤモンド及びCBN工具の総合メーカーとしての枠組みを維持しつつも、経営資源の集中配分を進める必要があり、経営資源を有効に活用するために、社外提携についても柔軟に活用してまいります。

経営インフラと管理体制の強化

重点テーマを戦略的に進めるため、人育成はもとより、あらゆるデータを有効活用し、収益管理を徹底してまいります。更なる海外展開を進めるにあたり、ガバナンス機能も強化してまいります

当社の「経営理念」及び「行動憲章」並びに「中期経営計画2022」をホームページに掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しております。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1.基本方針

当社は、業績及び中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高め、株主と企業価値を共有し当社役員の役割や職制に相応しい水準とするための報酬制度を取り入れています。

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみで構成しております。取締役会は、報酬の決定手続の透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき報酬額を決定します。

報酬限度額は、2007年6月28日開催の第88回定時株主総会において、取締役については年額450百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議されております。また、これらの報酬限度額とは別枠で、2018年6月26日開催の第99回定時株主総会において、株式報酬制度の導入が決議されております。なお、役員退職慰労金は、2007年6月に廃止しております。

2.固定報酬(金銭報酬)について個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

取締役の報酬等の額は、月例の固定報酬とし、役位および常勤・非常勤に応じ、外部機関の調査による他社水準も踏まえた上で、客観的かつ総合的に勘案して決定しております。

3.業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、事業規模の拡大と収益性の向上を目的として、前期の親会社株主に帰属する当期純利益を指標とします。目標の利益に対して、一定の達成割合に応じて支給する報酬で、月例の固定報酬と併せて当該事業年度終了後の7月から支給しております。なお、一定の目標達成割合に達しない場合は、業績連動報酬は支給いたしません。

株式報酬(非金銭報酬)については、社外取締役及び非居住者を除く取締役に対して、役員報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にする事を目的として導入しています。

その内容は、役位に応じた報酬額に対し一定割合のポイントを月例で付与し、退任時に累積付与ポイント(1ポイントは当社株式1株)に応じた当社株式を給付する事としております。

なお、非居住者の取締役に対しては、ポイントに応じた金額を金銭報酬として月例の固定報酬と合算して支給します。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の固定報酬、業績連動報酬、及び株式報酬の割合の決定に関する方針は、目標達成時における各報酬の割合をそれぞれ6対3対1としております。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額について、取締役会より諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が 原案を作成し、取締役会に答申します。その答申に基づき取締役会で決定します。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

基本方針

お客様と共に「モノづくりをもっと面白く」、社会の発展に貢献するという経営理念を理解し、中長期的に持続的な企業価値の向上に資するという観点から、指名・報酬諮問委員会は、次のとおり取締役及び監査役の選解任基準を決定し、取締役会および監査役会の人員構成等を考慮した上で、役割にふさわしい人物を社内外から選任しております。

取締役選解任基準

1.取締役選任基準

心身の健康状況等において、取締役としての職務執行に著しい支障が生じないこと

法令・定款等への違反がないこと

取締役として求められる知識・能力・倫理観を有していること

取締役に求められる経験を経ており、先見性に優れていること

経営計画の策定・管掌領域・担当部門の業務の遂行等を通じて、会社の業績・価値向上に貢献できること

2.社外取締役選任基準

当社の定める独立性基準を満たすこと

独立かつ客観的な立場から、取締役会における意思決定にあたり、公正かつ透明性の高い適切な助言、提言ができること

独立かつ客観的な立場から、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行えること

独立かつ客観的な立場から、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督できること

独立かつ客観的な立場から、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に反映させることができること

3.取締役解任基準

公序良俗に反する行為を行った場合

法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
職務執行に著しい支障が生じた場合

監査役選解任基準

1. 監査役選任基準

心身の健康状況等において、監査役としての職務執行に著しい支障が生じないこと
法令・定款等への違反がないこと
監査役として求められる知識・能力・倫理観を有していること
監査役会のうち最低1名の監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること

2. 社外監査役選任基準

当社の定める独立性基準を満たすこと
独立かつ客観的な立場から、取締役会の妥当性、適正性について監査、提言ができること

3. 監査役解任基準

公序良俗に反する行為を行った場合
法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
職務執行に著しい支障が生じた場合

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の略歴及び取締役・監査役候補者とした理由については、株主総会招集通知に記載しております。
社外取締役・社外監査役については、本報告書「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に選任理由を記載しております。

〔原則4-1 取締役会の役割・責務(1)〕

〔補充原則4-1(1)〕

取締役会は、会社法第362条及び「定款」で定められた事項のほか、「取締役会規則」で決議事項とされている事項を決議しております。その他の事項については代表取締役社長をはじめとする経営陣が職務を執行しております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、会社法が定める社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社独立性判断基準を満たし、独立社外取締役に期待される役割・責務を發揮するに必要な経験と知見を有する者を、独立社外取締役として2名選任しております。当社独立性判断基準については、本報告書「2.1【独立役員関係】」に記載しております。

〔原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

〔補充原則4-11(1)〕

当社の取締役会は、様々な専門的知識・経験・能力を有する者から、取締役会全体としての多様性やバランスに配慮し、有効に機能する規模として取締役9名を選任しております。そのうち、社外取締役は、豊富な経験と高い見地に基づき、取締役会において監督機能、助言機能を發揮できる者を3名選任しております。なお、現在、外国人取締役を1名、女性取締役を1名選任して多様性の確保を図っております。

〔補充原則4-11(2)〕

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任している状況は、有価証券報告書等で開示しております。

〔補充原則4-11(3)〕

全ての取締役及び監査役を対象としたアンケートに基づき、取締役会において、2020年度に開催された取締役会の実効性に関する自己評価を実施しました。2018年度より外部機関の助言を得て、アンケートの匿名性を確保し、分析・自己評価しております。自己評価の概要は「相対的に低い評価項目もあるものの取締役会の実効性は確保されている」ですが、昨年の指摘事項は改善が図れているものもあり、引き続き、定期的な自己評価を実施し、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

〔原則4-14 取締役・監査役のトレーニング〕

〔補充原則4-14(2)〕

取締役・監査役として必要な知識を習得させるため、各取締役・監査役の知見・経験・要望に応じて、社内専門家によるトレーニングや会社が費用負担する外部セミナーへの参加を実施しております。
社外取締役・社外監査役の就任時には、当社の事業内容や経営課題等を説明し、就任後も当社を取り巻く事業環境の情報提供ならびに工場等の事業所を視察するなど継続的な対応を実施しております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

1. 株主を含む投資家との対話は、管理本部長が統括し、担当部署である管理本部総務部が経営戦略本部経営戦略部等社内各部門との連携を図りつつIR活動を実施する体制としております。
2. 決算説明会を機関投資家向けに開催し、代表取締役社長が説明するとともに、説明会資料を当社ホームページで公表いたします。
3. 機関投資家等との個別面談を積極的に実施いたします。個別面談等について株主等から要望がある場合、合理的な範囲で、代表取締役社長または執行役員管理本部長が対応いたします。
4. 当社ホームページ、アニュアルレポート、報告書(株主の皆さまへ)、株主総会招集通知等を通じて、積極的な情報提供を実施いたします。
5. 株主等との対話により把握された意見等については、株主等との対話を執行役員管理本部長から取締役会へ適切に報告いたします。
6. 株主等との対話にあたっては、当社の定める「内部情報管理規則」に従い、インサイダー情報の厳正な管理を徹底いたします。

〔原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表〕

上述〔原則3-1 情報開示の充実〕(1)経営理念等や経営戦略、経営計画に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,639,400	11.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,098,527	3.77
旭ダイヤモンド社員持株会	1,868,048	3.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,738,200	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	1,384,228	2.49
ユニオンツール株式会社	1,310,332	2.35
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1,270,000	2.28
旭ダイヤ共栄持株会	1,225,000	2.20
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,039,105	1.87
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	910,645	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小山 修	他の会社の出身者											
永田 新一	他の会社の出身者											
市川 祐子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山 修	○	――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「取締役選任基準」及び「社外取締役選任基準」を満たしており、適任であると判断し選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

永田 新一	○	——	金融機関出身者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役求められる役割・責務の発揮が期待でき、「取締役選任基準」及び「社外取締役選任基準」を満たしており、適任であると判断し選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
市川 祐子	○	——	IT企業のIR部長として、IRチームを立ち上げ、東京証券取引所市場第一部上場準備、また経済産業省の持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会（伊藤レポート2.0）の委員を経験するなど、IR及びガバナンスに関する豊富な知見を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「取締役選任基準」及び「社外取締役選任基準」を満たしており、適任であると判断し、選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役及び監査役候補者の選任基準や報酬等に関する手続きの透明性・客観性の確保を目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
同委員会では、取締役及び監査役候補者の適正性及び報酬等の妥当性等について審議を行い、取締役会は、その結果を踏まえて決定しております。
同委員会の委員は、取締役会の決議により選定した社外取締役小山修(委員長)、社外取締役永田新一(委員)、社外取締役市川祐子(委員)、代表取締役社長片岡和喜(委員)であります。事務局は、管理本部総務部があたります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として、あると築地有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法と金融商品取引法に基づく監査を受けております。内部監査においては、内部監査委員会のスタッフ、監査役及び会計監査人が、相互連携した監査活動を行っております。さらに、監査役と会計監査人は、定期的に監査方針、監査方法、監査結果等について報告会を開催し、相互理解に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大高由紀夫	他の会社の出身者													
川嶋 誠人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大高由紀夫	○	——	金融機関出身者としての海外における豊富な業務経験と幅広い見識、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「監査役選任基準」及び「社外監査役選任基準」を満たしており、適任であると判断し選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
川嶋 誠人	○	——	経営者ならびに金融機関出身者としての豊富な業務経験と幅広い見識、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に求められる役割・責務の発揮が期待でき、「監査役選任基準」及び「社外監査役選任基準」を満たしており、適任であると判断し選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

- 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。
- 当社の独立性判断基準
当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性について、以下の項目のいずれにも該当しない者を、当社にとって独立性を有すると判断します。
(1)当社の議決権を実質的に10%以上保有する主要株主に所属している者。
(2)当社が議決権を実質的に10%以上保有する会社に所属している者。
(3)当社の前年度連結売上高の3%以上を占める取引先に所属している者。
(4)取引先の前年度連結売上高の3%以上を当社が占める取引先に所属している者。
(5)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者。
(6)前年度に当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該金銭等を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)。
(7)前年度に当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている法人に所属する者。
(8)過去3年間に上記(1)から(7)のいずれかに該当する者。
(9)上記(1)から(8)の配偶者または二親等以内の親族。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
-------------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成され、目標達成時における各報酬の割合は、それぞれ6対3対1であります。業績連動報酬は、事業規模の拡大と収益性の向上を目的として、前期の親会社株主に帰属する当期純利益を指標とします。目標の利益に対して、一定の達成割合に応じて支給する報酬で、月例の固定報酬と併せて支給しております。なお、一定の目標達成割合に達しない場合は、業績連動報酬の支給はありません。

また、株式報酬については、社外取締役及び非居住者を除く取締役に対して、役員報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にする事を目的として導入しています。その内容は、役位に応じた報酬額に対し一定割合のポイントを月例で付与し、退任時に累積付与ポイントに応じた当社株式を給付する事としております。また、非居住者の取締役に対しては、ポイントに応じた金額を金銭報酬として月例の固定報酬と合算して支給します。

なお、取締役の個人別の報酬等の額について、取締役会より諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が原案を作成し、原案に基づき取締役会で決定します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
前期においては、該当者はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
〔原則3-1 情報開示の充実〕(3)に記載

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、会社経営上・監査業務遂行上の情報を随時提供するとともに、取締役会及び監査役会の検討テーマについても事前に情報を提供しております。

また、監査役会のもとに、監査役室(兼任スタッフ4名)を設置し、監査役監査の補佐を行える体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

現時点で相談役・顧問はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社であります。当社は法定の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を設置しております。なお、当社の取締役は9名中3名が社外取締役であり、監査役3名中2名が社外監査役であります。取締役は、取締役会において経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、社内取締役は、取締役会後に行われる役員会に出席し、決定された事項の指示や事業の執行状況の監督を行っております。また年2回、全社会議を開催し、経営の基本方針の周知徹底を図っております。監査役は、監査基準に基づき取締役会及び役員会など重要な会議に出席し、提言・助言をするなど取締役への職務遂行の監査を行うほか、本社、支店及び工場での監査を積極的に行っております。

また、取締役及び監査役候補者の選任基準や候補者の報酬等に関する手続きの透明性・客観性の確保を目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、取締役及び監査役候補者の適正性及び報酬等の妥当性等について審議を行い、取締役会は、その結果を踏まえて決定しております。

会計監査人には正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から会計監査を受け、顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。当社は、会計監査人として、あると築地有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。なお、直近事業年度(2021年3月期)の会計監査業務を執行した公認会計士は、浅野昌孝、厚海英俊及び神山敏蔵の3氏で、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名であります。当社と取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、損害賠償責任の限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、社外取締役3名、社外監査役2名の全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、経営の透明性や公平性を確保することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。以上により、コーポレート・ガバナンス体制は機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月25日開催の株主総会招集通知は、6月7日に発送しました。 なお、発送日前の5月31日よりTDnet及び当社HPにおいて公表しました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方に出席頂ける様、集中日を避け、6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット及びスマートフォンによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及び株主総会参考書類を英文で提供しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPに掲載しています。 https://www.asahidia.co.jp/ir/disclosurepolicy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、半期に1回(5月・11月)決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.asahidia.co.jp/ir/ 決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、報告書(株主のみなさまへ)、有価証券報告書、アニュアルレポート、適時開示資料等を掲載しています。 株主総会招集通知及び参考資料、決算短信概要、Annual Report、決算説明会資料については英文も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総務部コーポレートガバナンス課、IR担当役員 執行役員管理本部長、IR事務連絡責任者 総務部コーポレートガバナンス課長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動憲章」として、ステークホルダー(顧客、株主・投資家、サプライヤー、社員、社会等)に対する姿勢を規定し、従業員に周知するとともに、ホームページに掲載しております。 https://www.asahidia.co.jp/corporate/philosophy/
環境保全活動、CSR活動等の実施	2014年1月に、ISO-14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動憲章」の「2. 株主・投資家に対する姿勢」として、下記のとおり規定しております。 ・私たちは、積極的に企業情報を開示して、透明性の高い経営を目指します(経営の透明性) ・私たちは、企業活動の説明責任を負い、その理解を促進します(説明責任) また情報開示委員会を設置し、情報の収集・管理を組織として統一的・迅速に行える体制を整え、外部に発信する情報を適時適切に開示できるよう努めております。
その他	2020年1月に「女性活躍推進委員会」を発足し、働きやすい職場環境づくりとともに、ダイバーシティを推進してまいります。また、2021年6月25日開催の定時株主総会において、女性の社外取締役を選任しました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- (1) 当社は、「経営理念」「行動指針」「行動憲章」をまとめた「旭ダイヤ行動指針」を制定し、コンプライアンスの具体例をまとめた「コンプライアンスマニュアル」と共に、取締役及び使用人に対して法令順守の周知徹底を図ります。
- (2) 当社は、内部統制システム全体を統括し、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、この下部組織に「情報開示委員会」「コンプライアンス委員会」「内部監査委員会」「個人情報保護委員会」の4つの組織を設け、法令・定款に適合した体制の確保を図ります。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する内部通報制度として、社内と社外の「ヘルプライン窓口」を整備し、コンプライアンス体制を強化します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規則、稟議規程等に基づき、文書並びに電磁的に記録し、保存期間を定め適切に保存します。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの記録を随時閲覧可能とします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「コンプライアンス委員会」及び「内部監査委員会」は、リスク管理の状況を監査するとともに、「内部統制委員会」等にて、その内容を定期的に報告します。
- (2) 「情報開示委員会」及び「個人情報保護委員会」は、情報漏えい等の事故防止に努めるほか、環境、品質、安全、ブランド等のリスクについても、それぞれ所管する関係部署等がリスク管理を行います。
- (3) 当社は、災害や事故等の不測の事態が発生した場合に、当社の事業を早期に再開・継続する事を目的として、事業継続マネジメント(BCM)を整備します。
- (4) 当社は、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項について、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行います。

4. 当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われる事を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を行うとともに、個々の取締役の職務遂行の監督を行います。
- (2) 当社は、取締役会終了後に執行役員及び国内子会社取締役社長を加えた役員会を開催し、意思決定の周知徹底を図ります。
- (3) 当社は、定期的に全社会議を開催して販売目標を立案し、それをもとに生産会議を行い、目標達成のための戦略を策定し、実現に向けた施策を決定します。
- (4) 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にし、業務執行の適正化を図り、経営の迅速化を図ります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則、各子会社においては、自主的に経営を行う事を基本方針としますが、「子会社管理規程」に基づき、重要事項については、子会社の取締役及び監査役等から当社の所管部署を通じて、取締役会の承認又は稟議書による決裁を受けるか、もしくは事前報告を行う事を義務付けます。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役又は監査役等に就任させ、子会社のリスク管理をサポートします。また、当社の「内部監査委員会」による子会社各社の内部監査において、リスク管理の状況を監査します。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
子会社の取締役又は監査役等に就任した当社の取締役又は使用人は、子会社の効率的な業務運営を図ります。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役又は監査役等に就任させ、子会社における法令及び定款に適合する業務運営を図ります。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務補助のために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役職務を補助すべき使用人を選任し、監査役及び監査役会の業務の支援を行います。

7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助する使用人は、取締役の管轄外となり指示命令を受けないものとします。
- (2) 当社の監査役は、当社の監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮監督し、当該使用人は、監査役の指揮監督に服します。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重大事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルプライン)の状況、その他監査役がその職務の遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う事とします。
- (2) 当社は、上記(1)に従い、監査役への報告をした当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを行う事を禁止します。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等については、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の支払を行います。

10. その他当社の監査役監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、必要に応じ取締役会、役員会等重要な会議に出席し、取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める事により、実効的な監査体制の構築を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する旨を「行動憲章」に規定し、ホームページに掲載するとともに、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が協力して組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社及び子会社の経営に関する重要な事項は、当社各部門及び子会社から担当役員を通じ、代表取締役社長に報告される体制をとっております。なお、当社は役員が主要な子会社の役員を兼務しており、子会社に係る情報を逐次把握できる組織になっております。また当社は、会社情報の収集・管理を組織として統一的に行い、適時適切な開示をすることを目的として、内部統制委員会の下に情報開示委員会を設置しております。同委員会は、情報取扱責任者である執行役員管理本部長を委員長として、総務部・経理部・経営戦略部などの社内複数部門のメンバーで構成しており、集約した情報を関係法令や東京証券取引所の適時開示規則等に照らして、開示の要否、時期等について協議・検証しております。さらに必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を加えた上で、情報取扱責任者に報告いたします。

なお、開示前のインサイダー情報は、社内規程で「内部情報管理及び内部者取引（インサイダー取引）規制に関する規則」を定め、情報管理を徹底しております。

